**第29号**　不動産取得申告書（条例第67条の３及び附則第21条関係）

|  |
| --- |
| **不　動　産　取　得　申　告　書　兼　不　動　産　取　得　税　の　軽　減　等　申　告　書** |
| 　　年　　　月　　　日愛媛県知事　　　　様 | 取得者 | 郵　便　番　号 | 　　　　　　― |
| 住　所（所　在　地） |  |
| フリガナ氏名（名称及び代表者氏名） |  |
| [ ] 　次のとおり申告します。 | 電　話　番　号 | ―　　　　　　　―　　　　　　　　　　　 |
| 不　動　産　の　所　在　地 |  |
| [ ] 　次のとおり軽減（及び還付）を申告します。 |
| 取得 | 取得年月日 | 地番又は家屋番号 | 地目又は構造 | 用途 | 地積又は床面積（㎡） | 取得原因 |
| 土地 | ・　　・ |  | 宅地・公衆用道路・田（農地法第３条・第５条）畑（農地法第３条・第５条）・山林・雑種地その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 住宅用土地その他（　　　　　） |  |  | 売買・贈与その他（　　　　　） |
| ・　　・ |  | 宅地・公衆用道路・田（農地法第３条・第５条）畑（農地法第３条・第５条）・山林・雑種地その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 住宅用土地その他（　　　　　） |  |  | 売買・贈与その他（　　　　　） |
| 家屋 | ・　　・ |  | 木造・鉄骨造・軽量鉄骨造・鉄筋コンクリート造プレハブ造（軽量鉄骨系・木質系・鉄筋コンクリート系）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 住宅・共同住宅併用住宅・店舗その他（　　　　　） |  |  | 新築・増築・改築売買・贈与その他（　　　　　） |
| ・　　・ |  | 木造・鉄骨造・軽量鉄骨造・鉄筋コンクリート造プレハブ造（軽量鉄骨系・木質系・鉄筋コンクリート系）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 住宅・共同住宅併用住宅・店舗その他（　　　　　） |  |  | 新築・増築・改築売買・贈与その他（　　　　　） |
| 徴収猶予 | 該　　　　　　　当　　　　　　　事　　　　　　　項 | 改築増築 | その概要（既存面積及び増築面積又は改築工事内容） |
| [ ] 　特例適用住宅を新築する予定のため、当該住宅用土地に係る不動産取得税の徴収の猶予を申請します。[ ] 　その他　　次の事由により徴収の猶予を申請します。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| その他 | 新築予定の住宅 | 新築予定年月日 | ・　　　・ | 床面積（㎡） |  |
| 還付金がある場合の還付口座（不動産の取得者と同じ口座名義を記入してください。） |
| 口座名義人 | フリガナ | 金融機関名（コード） | 支店名（コード） | 預金種別 | 口座番号 |
|  |  |  |  | 普通当座 |  |
| 備考 |  |

（裏）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　この申告書は、不動産を取得した日から20日以内にその不動産の所在する市町の税務担当課又は県地方局の不動産取得税担当課に提出してください。　　ただし、登記の申請をした場合は申告不要です。２　住宅又は住宅用土地に係る税の軽減を受けるためには、20日以内に申告できなかった場合でも、取得の日から60日以内に該当欄に必要事項を記載して申告しなければ、税の軽減を受けることができません。（登記の申請をした場合についても、税の軽減申告は必要です。）３　不動産を共有により取得した場合には、共有者全員の住所及び氏名を記載し、不動産の区分ごとに各人の持分を明記してください。４　併用住宅を取得した場合には、住宅とそれ以外の用途に供する部分の面積が確認できる平面図を添付してください。５　住宅又は住宅用土地に係る税の軽減を受けようとする場合には、区分ごとに次に掲げる必要書類をこの申告書に添付してください。なお、住宅用土地に係る税の軽減を受けようとする場合は、登記事項証明書（土地）と住宅の新築年月日及び床面積を明らかにする書類（登記事項証明書（建物）等）を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 取得した住宅 | 必要書類 |
| 新築未使用住宅 | 登記事項証明書（建物・土地）（分譲マンションの場合は、登記事項の一部証明書。以下同様） |
| 中古住宅　 | 昭和57年1月1日以降に新築された住宅を取得したもの。 | ①　登記事項証明書（建物・土地）②　住民票等（個人が自己の居住用に取得した住宅であることを証する書類） |
| 上記以外のもの。 | 取得時において耐震改修済みの住宅 | ①　登記事項証明書（建物・土地）②　住民票等（個人が自己の居住用に取得した住宅であることを証する書類）③　新耐震基準適合証明書（取得前２年以内に調査が終了しているものに限る） |
| 取得日から６月以内に耐震改修を行った後に入居した住宅 | ①　登記事項証明書（建物・土地）②　住民票等（個人が自己の居住用に取得した住宅であることを証する書類）③　新耐震基準適合証明書（耐震改修工事後の中古住宅が、耐震診断によって耐震基準に適合していることの証明） |

（注１）上記書類がない場合は、所管の県地方局税務担当課に相談してください。（注２）住宅に係る税の軽減のみを受けようとする場合には、登記事項証明書（土地）の添付は不要です。６　徴収猶予を受けようとする場合（住宅用土地に係るものを除く。）の添付資料については、所管の県地方局不動産取得税担当課に相談してください。 |